

令和5年度版

いじめの防止基本方針

志木市立志木第三小学校

目次

○	はじめに	1
第1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
第2	いじめの定義	1
第3	「いじめの防止基本方針」策定にあたって	3
第4	いじめ未然防止のための取組	3
第5	いじめの早期発見、早期対応等	5
第6	いじめの防止等の対策のための組織	6
第7	「重大事態」の対処	8
第8	インターネットを通じて行われるいじめ対策	9

○ はじめに

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び志木市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

（基本理念）

- 第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第 2 いじめの定義

（定義）

- 第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに

鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめにあると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 「いじめの防止基本方針」策定にあたって

- ・平成25年10月の国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（暫定版）のPart5：の①策定前の準備から④「学校基本方針」までと「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年7月改定）及び「志木市いじめの防止基本方針」（平成30年3月改定）を参考にする。
- ・本校で設定した、いじめ防止の取組を定期的に評価し、体系的・組織的な取組が実施しやすいように具体的な見直しを行う。
- ・全教職員が、自分自身がどのような成果を上げればよいか分かるように具体的な方法を明記する。
- ・生徒指導体制や各教科をはじめとする各分掌の年間計画に基づき、具体的な実施計画・実施体制を定める。
- ・年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、見直す。

第4 いじめ未然防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進める。
- キャリア教育の視点に立った小中連携による学力向上の取り組みの実践を行う。
- わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員で、わかる授業づくりに取り組む体制をつくっていく。
- 日々の授業の中で当たり前発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

<集団づくり・生徒理解>

- すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく。
- 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動、特別活動の時間など、学級単位の指導を、児童のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。
- 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、組織的・系統的な支援を行う。

<生徒指導>

- チャイムが鳴るまでに着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として統一して指導する事項を確認する。
- いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるように働きかける。そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。
- いじめやインターネットの問題の解決に向けて、児童会による実践交流や協議等を行うなど、児童会活動の活性化を図る。さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童の主体的な活動を支援する。

<教職員の資質能力の向上>

- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。
- 年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する。
- いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。
- 生徒指導部会、運営委員会、職員会議等において全教職員が情報を共有し、共通認識のもと対応が図れるようにする。

<PTA活動による支援>

- PTAの校外指導部と教職員とで行う防犯パトロール活動や交通安全指導を実施する。
- 保護者と教職員相互の協力のもとで、児童を対象としたさまざまな活動を実施する。

第5 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケート等を実施)
- 校内委員会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図る。
- 児童の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのように見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)をノート等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく(個人情報管理に注意することも盛り込む)。
- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。
- 教職員と児童の間で交わされる日記等の記述からうかがう。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 普段から児童の生活を把握するためのアンケートを実施する。
- 児童が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。
- 児童や保護者に教育相談機関の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から児童への態度や関わり方を見直す。

(2) いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、学校が責任をもつ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大事態」と判断された場合には、教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

第6 いじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 組織の構成員及び組織運営上の留意点

- ・ この会議の構成員には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や専科教員の参加を可能とするなど柔軟な組織とする。
- ・ 必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。
- ・ 学校で発生した法第28号に規定する「重大事態」に係る調査を、学校が主体となって行う場合、この委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって「重大事態対策委員会」を設置し適切に対応する。

(2) 組織の役割及び活動内容

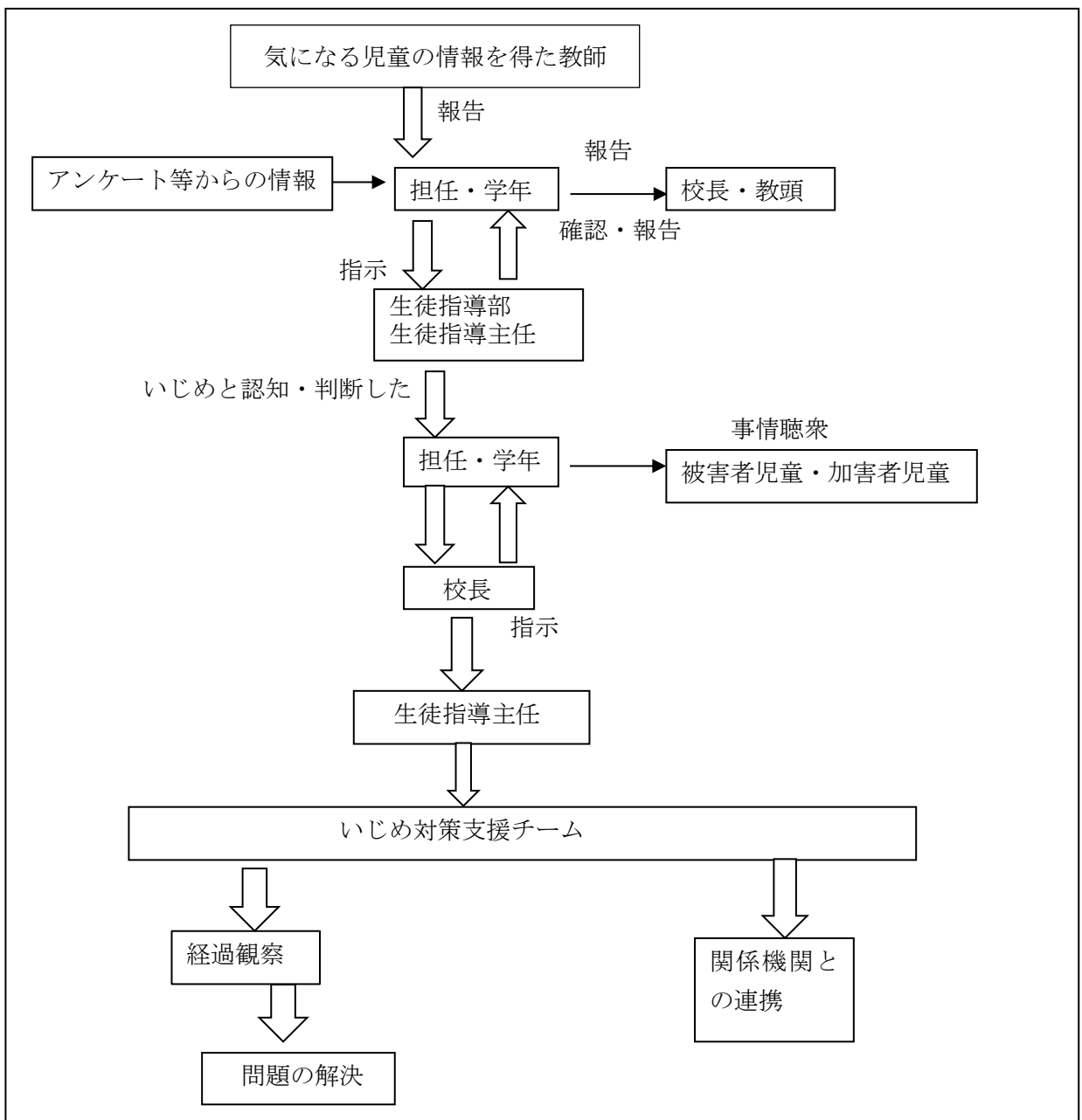
- ・ 志木市いじめ防止基本方針及び学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・検証・修正
- ・ いじめに関する校内研修の企画・検討
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との

連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

- いじめ問題が発見された場合には速やかに委員会を開催し、いじめの初期対応（下記参照）に即し、学級担任は詳細に情報収集を行い、報告する。
- 学校長のリーダーシップの下、学級担任の報告を受け、問題の根本的な解決のための方策を委員会で話し合う。
- 当該児童の家庭及び地域、関係機関との密接な連携を図り、個人情報の漏洩と児童の人権には十分に配慮し、相談にあたる。
- 問題解決後も経過を見守り、全教職員で状況を把握できるよう、毎月の委員会でもその後の様子を学級担任が報告する。

(3) 開催

- ・積極的ないじめ防止のために月1回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



第7 「重大事態」の対処

本校では、この重大事態を全教職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、児童及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者を加えた「重大事態対策委員会」を設ける。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

「重大事態」(下記参照)を全職員が理解し、「第6 いじめの防止等の対策のための組織」において調査を実施する。調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのような対応をしたのかなど、事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は教育委員会の指導のもと、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

なお調査結果は教育委員会に報告するとともに、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。(情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報にも配慮する。)あわせて当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講じる。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

第8 インターネットを通じて行われるいじめ対策

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質性を踏まえ、児童に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被疑者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、児童のインターネット上のいじめを防止するために以下のような情報モラルの徹底を図る。

- (1) 学級活動の時間を活用して、ネット問題について児童向けの指導を実施する。
- (2) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を携帯電話会社等に依頼し、実施する。
- (3) 教職員対象の SNS の取り扱いを中心とした情報モラルに関する研修会を実施する。

第9 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

平成26年	4月策定
平成31年	3月改定
令和3年	5月改定